



立川市会計年度任用職員（時給制）
募集案内 ＜登録制＞

《令和7年度 名簿登録》

立川市立中学校部活動指導員

立川市教育委員会事務局指導課

令和7年2月

立川市会計年度任用職員（時給制）募集案内 <登録制>

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職 種	立川市立中学校部活動指導員
仕 事 の 内 容	<p>勤務する学校の校長の指示を受け、中学校部活動における次の各号に掲げる業務を行います。</p> <p>(1) 実技の指導</p> <p>(2) 安全及び障害の予防に関する知識及び技能の指導</p> <p>(3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率</p> <p>(4) 用具及び施設の点検及び管理</p> <p>(5) 部活動の管理運営（会計管理等）</p> <p>(6) 保護者等への連絡</p> <p>(7) 年間及び月間の指導計画の作成</p> <p>(8) 生徒の指導に係る対応</p> <p>(9) その他前各号に掲げる業務に付随する業務</p>
必 要 な 経 験 等	学校教育に理解があり、中学生又は高校生に対して運動部活動又は文化部活動（地域のスポーツ活動、文化教室等を含む。）を指導した経験がある満 18 歳以上の者
任 用 期 間	<p>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのうち、部活動指導員総配置時間を超えない範囲（学校毎に定められています。）</p> <p>※ 任用開始日については状況によって相談可</p> <p>※ 最初の 1 か月は条件付採用となります。</p>
勤 務 場 所	立川市立中学校
勤 務 日 ・ 勤 務 時 間	<p>原則として勤務する学校の校長が別途指定する日の中において、1 日につき 7 時間 45 分以内</p> <p>※ 勤務の曜日・日数・時間数は、時期・学校によって異なります（不規則勤務）。</p> <p>※ 大会、練習試合等の引率などで、1 日 8 時間を超える勤務に従事した場合は、時間外勤務相当の報酬を支給します。</p>
休 日 ・ 休 暇 等	<p>【週休日・休日】</p> <p>勤務する学校の校長が別途指定する中学校部活動の休養日</p> <p>【有給の休暇】</p> <p>年次有給休暇（一定の勤務日数等を超える方のみ）、事故休暇、妊産婦の休息时间</p> <p>【無給の休暇・休業】</p> <p>病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、子どもが伝染病に罹患した場合、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、育児休業、部分休業</p>
報 酬 ・ 手 当	1 時間あたり 1,380 円（通勤費相当の報酬を含む。）
社 会 保 険	<p>健康保険の加入：原則なし</p> <p>厚生年金保険の加入：原則なし</p> <p>雇用保険の加入：原則なし</p>

	※災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
応募方法	<p>【提出書類】 応募用紙（写真貼付。市ホームページからダウンロードができます。）</p> <p>【郵送申込】 〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市教育委員会事務局指導課 宛</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付時間 平日の9時～17時（12時～13時は除く。）</p> <p>② 受付場所 立川市役所指導課窓口（2階 62番窓口）</p>
応募後の流れ	<p>応募いただいた方は「名簿登録者」となり、学校からの配置要望に応じて書類選考及び勤務校での面接の後、配置を決定します。</p> <p>※ <u>学校からの配置要望が無い場合は、任用されません。あらかじめご了承ください。</u></p> <p>※ <u>名簿登録の期間は、令和7年度末までです。</u></p>
その他	<p>✓ 応募に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 応募用紙の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行うものとなります。</p>
お問い合わせ	<p>平日の9時～17時（12時～13時は除く。）</p> <p>指導課指導係</p> <p>電話 042-523-2111 内線 2485</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は応募できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。